

◆保育の必要性の事由

	項目	内容
1	就労	月48時間以上の就労をしている。
2	妊娠・出産	出産前後（産前産後8週）である。
3	疾病・障害	病気や負傷または心身に障害がある。
4	介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または監護している。
5	災害復旧	地震や風水害、火災などの災害復旧にあたっている。
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）をしている。
7	就学	学校に在学している。または、職業訓練を受けている。
8	虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある。

◆保育の必要性があると認定された場合、保育必要事由に応じて保育必要量を認定します。

保育必要量	施設を利用できる時間	保育必要事由
保育標準時間 (保育短時間での認定も可能)	11時間（1日あたり）	就労（月120時間以上）、妊娠・出産、疾病・障害、介護等、災害復旧、就学、虐待・DV
保育短時間	8時間（1日あたり）	就労（月48時間以上120時間未満）、求職活動

就労が月120時間未満であっても、シフト制の勤務体系などにより、施設が設定する保育短時間の利用時間帯を超えて利用せざるを得ない場合などは、保育標準時間で認定することが可能なことがありますのでご相談ください。